

ID: 189

担当部署: 建設水道課

| | | | |
|---|------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 占用料の返還承認 | | |
| 例規名 根拠条項 | 村田町道路占用料等条例 第3条第2項ただし書 | | |
| 例規番号 | 平成10年条例第8号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占用料は、道路法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は同法第35条の規定により協議し、同意を得た占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議し、同意を得た日(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議し、同意を得た日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議し、同意を得た日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に、町長の発行する納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p> <p>2 既に納入した占用料は、返還しない。ただし、道路法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合又は占用者の責めに帰すべき事由によらないで占用できなくなった場合において、返還の請求があつたときは、返還できるものとする。</p> <p>3 前項ただし書の規定により返還する金額は、既に納入した占用料の額から、当該占用の許可の日から当該許可の取消しの日まで又は占用できなくなった日の前日までの期間に係る占用料の額を控除した金額とする。</p> | | | |
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |